

子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 27 年 3 月 30 日発行

全私保連ニュースⅡ《平成26年度14号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
(送信枚数計 6 枚)

◇ 国「子ども・子育て会議（第23回）、基準検討部会（第27回）合同会議」（3月19日）の開催について ◇

◇ 3月19日子ども・子育て会議（第23回）、基準検討部会（第27回）合同会議が10:00～12:50に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について
(2) 子ども・子育て支援新制度計画の進捗状況の点検及び評価について (3) その他

< ポイント >

- 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について報告がおこなわれた。
- 基本指針に基づいた子ども・子育て支援新制度計画の進捗状況の「点検及び評価の内容例」、「点検及び評価の方法」について説明された。

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われ、事務局より議事進行等について説明された。
- ・有村少子化担当大臣より感謝が述べられ「ようやくスタートラインにきたという感がある。明日、新たな少子化社会対策大綱をまとめ公表する予定。多子世帯に対する支援を明確にし、結婚、妊娠、出産を支援していくこと、男性も含めて働き方の見直し等も打ち出していく。どこに行けば自分の家庭に明確な支援を利用できるのかという利用者支援の分野のパイを広げていきたい。効果検証の指標を検討しつつ、子どもの幸せのために国としての在り方を構築していく必要がある。他国や国際機関の方々も注目している。内外が注目する日本の持続可能性を引き続きメインストリーム化をしていく必要があると考えている。保育士不足も課題であるが各団体が大同団結していくことがパイを広げることになると考えている。」旨挨拶が行われた。 ※以下敬称略

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について

(2) 子ども・子育て支援新制度計画の進捗状況の点検及び評価について

- ・事務局より資料1、資料2から参考資料までの関連資料一式について説明の後、協議が行われた。なお「放課後児童クラブ運営指針（案）」については検討状況・経過等について同検討の座長柏女委員より説明がなされた。
- ・資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」では、基本指針案の策定・提示（平成25年8月）以降の「事業計画の策定等」の報告、「公定価格、利用者負担」「自治体・事業者への周知・支援の取り組み」「国民・利用者への周知・広報の取り組み」、関連の「政令・府省令・告示」、下記の「新制度施行に向けた個別課題への取組」等について報告がなされた。

資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」(平成27年3月19日)より抜粋、引用

新制度施行に向けた個別課題への取組

○事故の予防・再発防止

- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会を開催し、検討(平成26年9月～)
- ・重大事故情報の集約方法、公表等の取り扱いを中心にその方向性について「中間とりまとめ」(平成26年11月)
- ・「中間とりまとめ」に基づき、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(通知)を発出(平成27年2月)
- ・重大事故の事後的な検証のあり方など、「残された論点」について、検討会での議論を再開(平成27年3月～)

○保育士確保

- ・保育士確保プランを策定(平成27年1月)
- ・平成27年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置づけ、集中的に取組(詳細は参考資料1参照)

○居宅訪問型保育における休憩時間の取扱い

- ・「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案要綱(労働基準法施行規則の一部改正関係)」の労働政策審議会への諮問及び答申(平成27年3月)

※休憩時間の自由利用の適用除外とする。

○居宅訪問型保育事業については、保育者と児童が原則1対1で保育を行うものであること、その対象が障害児や夜間・深夜の保育であり休憩時でも長時間児童の元を離れることが困難であること等を踏まえ、休憩の自由利用の適用除外とする。【労働基準法施行規則の一部改正(3月下旬公布、4月1日施行予定)】

○放課後児童クラブ

- ・放課後子ども総合プランの策定(平成 26 年 7 月)
- ・放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの策定(平成 27 年 3 月中策定予定)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月中に策定予定、3 月 2 日～16 日にパブリックコメントを実施)(参考資料 3-1 参照)

参考資料 1「保育士就職促進対策集中取組月間について」(平成 27 年 3 月 19 日)より抜粋、引用

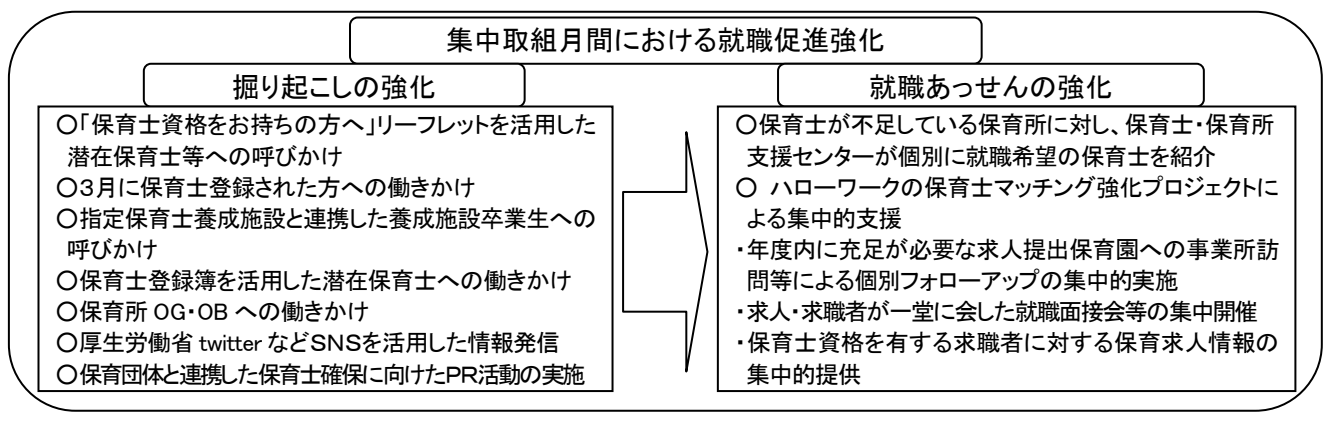
保育士就職促進対策集中取組月間について 参考資料 1

○ 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保することとしているが、保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。

○ 一方、平成 25 年度は約 7 万人分の保育の受け皿を確保したが、平成 26 年度はさらに約 12 万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成 26 年 12 月の有効求人倍率も 2 倍(東京では 5 倍)を超えている状況にあり、保育士確保が急務となっている。

⇒ 平成 27 年 3 月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置付け、有効求人倍率が特に高い地域において、潜在保育士の掘り起こしに重点を置いた就職促進を集中的に行うことにより、保育士確保を強力に推進する。

集中取組地域：東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府



参考資料 1「保育士就職促進対策集中取組月間について」(平成 27 年 3 月 19 日)より抜粋、引用

「放課後児童クラブ運営指針(案)」策定の経緯及びポイント① 参考資料 3-1

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成 19 年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成 24 年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成 26 年 4 月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成 27 年 4 月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

策定及び見直しの3つの視点

- | | | |
|---|---|---|
| <p>①放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化</p> | <p>②子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理</p> | <p>③子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実</p> |
|---|---|---|

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

○基本指針(抄)

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

○点検及び評価の内容(例)

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況
(指標例: 質の向上項目の実施状況)
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果(アウトカム)
(指標例: 子育て支援全般についての住民満足度)

○点検及び評価の方法

① 地方版子ども・子育て会議の活用

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

- * 内閣府においては、27年度前半中に「地方版子ども・子育て会議の好取組事例調査」を実施し、取りまとめ結果を全自治体に情報提供する予定。

② その他

適宜、利用者・事業者等に対するヒアリングやアンケート調査等を併用することも考えられる。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 大学、短大、保育専門学校と行政、関係団体が連携しても現場では保育士の確保が困難な中で、待機児童解消や質の改善において保育士の処遇改善は喫緊の課題であり、今後ともより一層の改善をお願いしたい。

〈 委員の主な意見概要 〉

- 財源確保について、大変なご尽力を頂き敬意を示すと共に 1 兆円超の財源確保について続けてお願いしたい。
- 保育士の確保は地方も含めて潜在保育士をどれだけ掘り起こせるかがカギ。賃金を含めた安定財源も必要。
- 各自治体での質のモニタリングのしくみは必要。満足度調査も一つの案であるが、各自治体の項目が異なると比較調査が難しいので、国が統一した調査を一考頂きたい。
- 点検及び評価については、あまり時間をかけずに次の段階に進める点検・評価が必要。
- 子ども本位の制度であるようにしていくことが重要。子どもの育ちに対する評価が重要。
(事務局説明概要) 点検・評価については、国が行うことと地方が行うことを整理していきたい。また何をどこまで、どのレベルまで含めるかのトーンを検討していく必要がある。
- ・保育所の委託費を含めて内閣府で所管していく。
- (座長) 二年間、皆様方にご尽力を頂き、来年度より発足できることになったことに感謝申し上げる。日本の子どもたちのためにもあれ一步、二歩踏み出すことができたことに評価をしたい。様々な改善をこれからも取組みつつ、例えば 28 年度予算、更なる財源確保についてもお願いをしていきたい。あらためて御礼申し上げます。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府ホーム > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇ 「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日)について ◇

◇ 先般3月20日に新しい少子化社会対策大綱が閣議決定され、24日の少子化社会対策大綱検討会において報告がされました。下記に概要をご紹介します。

「少子化社会対策大綱 ～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～」(概要)より抜粋

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○年度内の策定が「骨太2014」において決定されており、平成16年、22年に続き、今回は3回目

<少子化社会対策基本法>(平成15年法律第133号)

(施策の大綱)第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

I はじめに

○少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況

○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題

○直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき

II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実

(2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標

※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意

(3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応

(4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、Ⅲで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入

(5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

Ⅲ 重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」

⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

⇒今後さらに「質の向上」に努力

○待機児童の解消

・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保

⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

・「放課後子ども総合プラン」⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定 ○結婚に対する取組支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革 ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組 ○「地方創生」と連携した取組

IV きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及 ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有 ⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進

・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

V 施策の推進体制等

基本目標 個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標 (2020年)

《子育て支援》

- 認可保育所等の定員 : 267万人(2017年度) (234万人(2014年4月))
⇒ 待機児童 解消をめざす(2017年度末) (21,371人(2014年4月))
- 放課後児童クラブ : 122万人 (94万人(2014年5月))
⇒ 待機児童 解消をめざす(2019年度末) (9,945人(2014年5月))
- 地域子育て拠点事業 : 8,000か所 (6,233か所(2013年度))
- 利用者支援事業 : 1,800か所 (291か所(2014年度))
- 一時預かり事業 : 延べ1,134万人 (延べ406万人(2013年度))
- 病児・病後児保育 : 延べ150万人 (延べ52万人(2013年度))
- 養育支援訪問事業 : 全市町村 (1,225市町村(2013年4月))
- 子育て世代包括支援センター : 全国展開 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

《男女の働き方改革(ワークライフバランス)》

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率: **80%** (一) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率: **55%** (38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率 : **13%** (2.03%(2013年度))

《教育》

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合: **70%** (34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

《結婚・地域》

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数: **70%以上の市区町村** (243市区町村(約14%)(2014年末))

《企業の取組》

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数 : **44万店舗** (22万店舗(2011年))

《結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会》

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合 : **50%** (19.4%(2013年度))

※ なお内閣府サイトに本文と共に掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度>少子化対策>関係法令・大綱
>少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定) <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html>

◇ 全国児童福祉主管課長会議(平成27年3月17日)について ◇

◇ 先般3月17日に厚生労働省講堂において各都道府県・政令指定都市・中核市自治体の担当者を対象にした全国児童福祉主管課長会議が開催されました。

安藤 雇用均等・児童家庭局長よりとくに平成27年度の主要ポイント①「社会保障の充実について」②「待機児童解消加速化プランについて」③「保育士確保プラン」④「放課後児童対策について」⑤「児童虐待対策について」⑥「子どもの貧困対策・ひとり親支援」⑦「母子保健関連について」⑧「子育て世帯臨時特例給付金について」概要説明が行われました。

○ 少子化対策企画室より本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置され、子ども・子育て支援新制度に基づく給付(施設型給付、地域型保育給付、児童手当)や地域子ども・子育て支援事業に係る事務や予算が内閣府に移管されることになっているのでご留意頂きたい旨触れられました。

《保育課・幼保連携推進室》

・資料に基づいて下記の点を含めて説明されました。

(待機児童解消加速化プランについて)

・加速化プランにおける平成25・26年度の2か年の取組に関しては、大都市でも積極的取組により待機児童ゼロを達成する自治体が現に増え、保育拡大量は約19.1万人分と見込まれておりほぼ計画どおりに進捗している。(※下記参考)

・平成27～29年度の3か年を取組加速期間と位置付けて潜在的ニーズも含め受け皿を確保する。

(保育士確保プランについて)

・「保育士試験の年2回実施の推進」について平成27年度においては、今通常国会に提出予定の国家戦略特区法等改正法案に盛り込まれている「地域限定保育士」の試験について、法案成立後、国家戦略特区がありかつ当該試験の実施を希望する自治体について本年10月実施に向け調整を行っている。

・また平成28年度からは毎年8月に実施している通常の保育士試験について春頃に前倒しするとともに地域限定保育士試験のほか、通常の保育士試験の年2回実施の推進を図りこれらの試験を10月に実施する方向で検討している。

- ・具体的に整理ができしだい、改めて通知することとしているので、各都道府県においては、市町村をはじめ関係者へ周知等を図ると共に、保育士試験の年2回実施に向けてご検討をお願いしたい。
- ・処遇改善を含めた新制度の質の改善項目については、それを目的に行っているため地方単独事業と併せて減算することがないようにして頂きたい。
- ・研修代替については基本単価に入っているため、保育所が実際に職員を研修に出すか否かで支給するものではないため、しっかり保育所が実施できるように進めて頂きたい。
- ・4月に円滑に事業が移行することが重要であり、きつく指導しすぎないように配慮して頂きたい。
- ・例えば家庭的保育等、連携保育所の確保に自治体としても推進して頂きたい。
- ・保育所しかない地域で1号の子どもを預かる際に、一時預かりを実施する場合は「一般型」での対応を予定しているため、後日、関連単価は通知したい。

※ 当日配布説明をされた資料は下記の厚生労働省サイトに掲載されています。

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 雇用均等・児童家庭局が実施する検討会等 > 全国児童福祉主管課長会議 > 全国児童福祉主管課長会議 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000078234.html>

(参 考) 保育所入所待機児童数(平成 26 年 10 月)

平成 27 年 3 月 20 日
【照会先】雇用均等・児童家庭局 保育課

◇ 厚生労働省ではこの度、平成26年10月1日の待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

【待機児童状況のポイント】

○ 保育所入所待機児童数は、43,184 人で、平成 25 年 10 月と比較し 934 人減少した。

※平成 25 年は 44,118 人で、前年同月と比較し 2,009 人減少した。

平成 24 年は 46,127 人で、前年同月と比較し 493 人減少した。

○ 平成 26 年4月の待機児童数 21,371 人から、21,813 人増加した。

※ 10 月 1 日の待機児童数は、自治体ごとに保育所入所手続き等が異なるため、参考値として集計している。

全国的な待機児童数の動向は、毎年 4 月 1 日現在で把握している。

【年齢区分別の待機児童数】 ※同資料より作成

	26 年 4 月 待機児童数 A	26 年 10 月 待機児童数 B	B-A	(割 合)
3 歳未満児(0~2 歳)	18,062 人	39,055 人	20,993 人	96.2%
うち 0 歳児	3,507 人	19,728 人	16,221 人	74.4%
うち 1・2 歳児	14,555 人	19,327 人	4,772 人	21.9%
3 歳以上児	3,309 人	4,129 人	820 人	3.8%
全年齢児計	21,371 人	43,184 人	21,813 人	100.0%

※ 資料は下記の厚生労働省サイトに掲載されています。

厚生労働省ホーム > ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2015 年 3 月 > 保育所入所待機児童数(平成 26 年 10 月)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000078441.html>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp